

承認第 3 号

専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 12 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、報告し、承認を求める必要があるからである。



専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分
する。

令和8年3月31日

愛西市長 日 永 貴



愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険税条例（平成１７年愛西市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６６万円」を「６７万円」に改め、同条第５項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。

第２３条第１項中「６６万円」を「６７万円」に、「同条第５項」を「同条第５項本文」に、「及びク」を「からケまで」に、「得た額の」を「得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）の」に改め、同項第１号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク １８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額 １８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について ７０円

第２３条第１項第２号中「３０万５，０００円」を「３１万円」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク １８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額 １８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について ５０円

第２３条第１項第３号中「５６万円」を「５７万円」に改め、同号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク １８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額 １８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について ２０円

第２３条第３項各号列記以外の部分中「及び」を「並び」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び１８歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第１号中「第２４条の３０の５」を「第２４条の３０の６」に改め、同項に次の１号を加える。

（９） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課

税額の 18 歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 6 の規定により算定した 18 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の 18 歳以上被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前 3 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。